

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金」が徴収されます

「子ども・子育て支援金」制度は、こども家庭庁が推進するこども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、組合員の皆様に支援金を拠出していただくことで、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を応援する仕組みです。

いつから？

令和8年4月分から徴収が始まります。

※後期高齢者医療制度が適用されている組合員は、後期高齢者医療制度にて徴収されます。

※産前産後休業及び育児休業による掛金免除期間は、子ども・子育て支援金も免除されます。

どのくらい徴収されるの？

子ども・子育て支援金額は

$$\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準期末手当等額}} \times 2.3\%$$

で計算されます。

支援金は地方公共団体の負担金と組合員の掛金の折半となりますので、掛金率は1.15%です。

詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度の概要について」をご確認ください。

何に使われる？

子ども・子育て支援金は、こども未来戦略「加速化プラン」に基づく給付拡充の制度に充てられます。共済組合の短期給付（医療保険）とは区別された仕組みであり、支援金は共済組合が国に代行して徴収するものです。

「加速化プラン」の施策については、こども家庭庁ホームページをご確認ください。